

令和8年度むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金交付要綱

令和8年3月25日
むつ市告示第46号

(趣旨)

第1条 市は、利用期を迎えた森林の有効活用、伐採後の再造林及び適切な森林整備、林業事業者の収益性向上、カーボンマイナスの実現並びに地産地消によるウッドマイレージCO₂の削減を図るため、市内の施設で使用する木質バイオマスの調達に要する経費について、予算の範囲内において、むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則（昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木質バイオマス 木材からなる再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く。）をいう。
- (2) 木質バイオマス利用施設 熱利用を目的に木質バイオマスを燃料として使用するボイラー設備を有する施設をいう。
- (3) 林業事業者 林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第5条の規定に基づき青森県知事の認定を受けた事業主をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本社又は事業所を有する法人であること。
- (2) 市内に木質バイオマス利用施設（以下「施設」という。）を所有していること。
- (3) 市内の林業事業者と木材安定取引に関する協定、覚書等を締結していること。

(補助金等)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、施設で熱利用に使用する木質バイオマスの調達に要する経費のうち、当該木質バイ

オマスに加工するための丸太を購入する原材料費とする。ただし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 市内又は下北郡内の民有林から生産された丸太であること。
- (2) 丸太の調達元の森林を人工的に再造林する計画が策定されていること。
- (3) 補助対象経費について、当該補助金のほかに、国、県、市その他の団体による補助金、交付金、助成金その他これらに類する財政的支援の交付を受けないこと。

2 補助金の額は、次に掲げる額のいずれか低い額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）
- (2) 3,900円に補助対象となる丸太の材積（1m³未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を乗じて得た額

（補助金の交付の申請）

第5条 規則第3条の規定による補助金の申請は、むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 木材安定取引に関する協定書、覚書等の写し
- (4) 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (5) 過去3か年の決算資料の写し
- (6) 市税に係る納税証明書
- (7) 木材の供給元となる予定の森林に関する森林経営計画の認定関係書類、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（人工造林）等の写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定）

第6条 市長は、第5条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に対し、むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第

5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業について、別表に定める重要な変更を加える場合において、事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出してその承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合において、速やかにその旨を市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、補助事業が完了した年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しておくこと。

（申請の取下げ期日）

第8条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付の方法）

第9条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、補助事業の進捗状況等に応じ、補助金の一部を概算払により交付することができるものとし、概算払の回数は3回までとする。

（補助金の請求）

第10条 補助金の請求は、むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金（概算払）請求書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

2 概算払を請求するときは、請求月日の前月末日の状況について、規則第10条の規定に即した報告を、事業実施状況報告書（様式第8号）に次の各号に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 事業の経過等が確認できる写真
- (2) 事業費及び事業内容がわかる書類
- (3) 丸太の代金の支払を証明できる書類
- (4) 木材の供給元となった森林に関する森林経営計画の認定関係書類、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（人工造林）等の写し

（状況報告）

第11条 規則第10条の規定による報告は、補助金の交付の決定に係る年度の各四半期（第4・四半期を除く。）の末日現在において、事業実施状況報告書（様式第8号）により作成し、前条第2項に掲げる書類を添付の上、当該四半期の末

日の翌々月の15日までに市長に報告しなければならない。ただし、概算払の請求とともに事業実施状況報告書を提出した場合は、当該四半期の報告は不要とする。

(実績報告)

第12条 規則第10条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績完了（中止・廃止）報告書（様式第9号）に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支精算書（様式第3号）
- (3) 事業の経過等が確認できる写真
- (4) 事業費及び事業内容がわかる書類
- (5) 丸太の代金の支払いを証明できる書類
- (6) 木材の供給元となった森林に関する森林経営計画の認定関係書類、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（人工造林）等の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、補助事業の完了又は廃止に係る補助事業の成果の報告を受けた場合においては、報告書の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、むつ市地域産木材循環利用促進事業費補助金交付確定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

重要な変更
(1) 事業費の総額の20%を超える経費の増減 (2) 補助金の額が増加し、又は補助金の額が20%以上減少する変更 (3) 購入先の変更又は追加